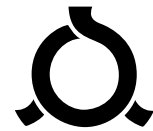


毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

○福島海区漁業調整委員会一般選挙における選挙長の職務を代理すべき者を選任した件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十一号

平成二十四年八月二日執行の福島海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成二十四年七月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

一 選挙長

南相馬市鹿島区南海老字北原百九十一番地の一 濱田 嘉一

二 選挙長の職務を代理すべき者

南相馬市鹿島区鳥崎字鳥居作百十五番地 平 仁一